

19 内閣府所管（拉致被害者等支援担当室）

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 7 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 △ 減	備 考
1	010 内閣本府						
	010 内閣本府共通費						
	21-95 拉致被害者等の支援に必要な経費	34,856	354,318			319,462	2 1 年度 2 2 年度 2 3 年度 2 4 年度 2 5 年度 （ 50,158）（ 36,464）（ 36,464）（ 34,308）（ 33,313） 予 算 額 50,158 36,464 36,464 34,308 33,313 決 算 額 13,404 9,102 8,740 差 引 額 36,754 27,362 27,724 （要求要旨） 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（平成14年法律第143号）に基づく 拉致被害者等給付金等の支給及び生活相談等に必要な経費である。
	95199-2609-06-5115 拉致被害者等給付金及滞在援助金	15,120	259,594			244,474	（義務的性格の根拠）北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 （１）拉致被害者等給付金及び滞在援助金 62,970（ 15,120） （ア）拉致被害者等給付金及び滞在援助金 46,560（ 15,120） （イ）拉致被害者等給付金の地域間の調整 2,160（ 0） （ウ）子供の配偶者等に対する扶養加算 1,320（ 0） （エ）初月加算 12,930（ 0） （２）老齢給付金制度 46,739（ 0） （ア）定期金 34,460（ 0） （イ）一時金 12,279（ 0） （３）拉致被害者の子供の国民年金保険料の追納支援 41,760（ 0） （４）６５歳超国民年金相当額特別給付金 44,372（ 0） （５）北朝鮮にとどまった親族に対する治療・療養の支援 42,000（ 0） （６）親族訪問費用の支援 21,753（ 0） 計 259,594（ 15,120）
	95016-2125-14-0223 拉致被害者等生活相談等事務委託費	19,736	94,724			74,988	2 1 年度 2 2 年度 2 3 年度 2 4 年度 2 5 年度 （ 38,998）（ 25,304）（ 21,344）（ 19,188）（ 18,193） 予 算 額 38,998 25,304 21,344 19,188 18,193 決 算 額 4,688 3,786 3,596 翌年度繰越額 0 0 0 不 用 額 34,310 21,518 17,748 帰国被害者等自立・社会適応促進事業の実施事務委託 94,724（ 19,736）

内（本）							
要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 7 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 △ 減	備 考
							(帰国家族分（２県・３市）） 5,765 (5,007)
							１．新潟県・福井県 789 (789)
							(１) 現地調査旅費 3人 2回 @11,088 3市 200 (200)
							(２) 国・自治体連絡会議出席旅費 3人 2回 @40,114 2県 481 (481)
							(３) 印刷製本費 50部 1回 @1,000 2県 1.08 108 (108)
							２．柏崎市・佐渡市・小浜市 4,218 (4,218)
							3市 @1,406,000
							３．佐渡市 高齢の日本語が不自由な拉致被害者等の支援 758 (0)
							①諸謝金 @9,000 50週 450 (0)
							②活動旅費 @3,750 50週 188 (0)
							③活動推進費 @10,000 12月 120 (0)
							(未帰国家族分) 88,959 (14,729)
							１．県分 11,518 (2,201)
							２．市町村分 75,168 (12,528)
							(2) 12市 @6,264,000
							３．３市と仮定 高齢の日本語が不自由な拉致被害者等の支援 【未帰国拉致被害者の３名の各配偶者と仮定】 2,273 (0)
							①諸謝金 @9,000 50週 3市 1,350 (0)
							②活動旅費 @3,750 50週 3市 563 (0)
							③活動推進費 @10,000 12月 3市 360 (0)
							(帰国家族分＋未帰国家族分 合計) 94,724 (19,736)